

○伊達市公害防止対策協議会設置要綱

令和6年2月26日告示第10号

伊達市公害防止対策協議会設置要綱

(目的)

第1条 市民の健康及び快適な生活環境の保全を目的として、公害防止に関する対策を協議するため、伊達市公害防止対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 公害防止の対策及び指導に関すること。
- (2) 公害防止の調査及び研究に関すること。
- (3) 公害防止の思想の高揚に関すること。
- (4) 公害防止協定に係る調査及び監視に関すること。
- (5) その他公害防止に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係業界の代表者
- (3) 市民の代表者
- (4) 関係行政機関職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めるもの

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、主宰する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(意見の具申)

第7条 協議会は、第2条各号に規定する事項について、市長に意見を申し述べることができる。

- 2 市長は、前項の意見を尊重し、その実現に努めるものとする。

(協力)

第8条 市長は、協議会が行う事務に協力するとともに、協議会が市の環境行政に係る情報の提示を求めたときは、その求めに応じるものとする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、市民生活部生活環境課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。